

役員報酬規程

昭和55年12月8日制定
平成14年6月21日改正
平成17年6月21日改正
平成19年6月21日改正
平成24年4月1日改正
平成28年6月28日改正
令和5年6月29日改正

(趣旨)

第1条 役員報酬については、本協会の定款の役員規程によるほか、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 常勤理事の報酬の年額は、次のとおりとする。

副会長	年報酬	480万円
専務理事	年報酬	600万円
常務理事	年報酬	500万円

(支払い日)

第3条 報酬の支払日は、職員給与規程第11条の規程を準用する。

(月割計算)

第4条 報酬は、年額を12ヶ月にて割った額を支払い月額とする。

- 2 年度途中における新任、復職等の場合は、前項支払いの月額を年額から差引いた残余部分について支払う。
- 3 年度途中における退職及び死亡等の場合は、その月の前項支払い月額までを支給する。

(休職)

第5条 常勤理事が負傷又は疾病若しくはその他の理由のため、休職とするときは、休職期間及び報酬等については、理事会で決定する。

附 則

この規程は、昭和55年12月8日から実施する。

附 則

この規程は、平成14年6月21日から実施する。

附 則

この規程は、平成17年6月21日から実施する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月29日から施行する。